

紛争後の選挙の成功要因の考察
～シエラレオネをケーススタディとして～

東京大学公共政策大学院国際公共政策コース 1 年

島本佳奈 (51-208032)

目次

はじめに

I. 先行研究の検討	3
II. 事例研究	5
i. 1996年選挙	5
(ア) 動機	6
(イ) 能力	7
(ウ) 環境	9
ii. 2002年選挙	10
(ア) 動機	11
(イ) 能力	13
(ウ) 環境	14
iii. 比較と考察	15

おわりに

はじめに

紛争後の選挙は紛争が再燃するか否かの一つの分水嶺である。紛争後の社会における選挙は、ただ新しい代表者を選ぶものではない。紛争後の選挙は和平プロセス自体に正当性を与え¹、公的権力の正当な担い手を選出し²、信頼できる現地政府を確立することによって、介入勢力の撤退シナリオを描く³ものである。さらに、選挙を通じた民主的価値の浸透が長期的な平和構築に役立つという間接的な効果も期待される。したがって、紛争後の選挙の成功は当該国の平和に繋がる重要な意味を持つ。

しかし、紛争後の選挙が容易に成功するわけではない。紛争後の社会は恐怖と不安に満ちており、暴力に寛容になっている⁴。こうした紛争に満ちた(conflict-ridden)社会に現れ、選挙プロセスと選挙の結果の両方に影響を与える可能性があるのが、選挙暴力(electoral violence)である。Strauss と Taylor によると、選挙暴力は「差し迫った選挙や公表された選挙結果に直接関係する身体に危害が及ぶ暴力や強制力を伴った威嚇⁵」と定義される。こう

¹ 篠田英朗「平和構築と選挙支援」、財団法人日本国際問題研究所・平成14年度外務省委託研究報告書『紛争予防』、2003年、8頁

² 同上、8頁

³ 同上、11頁

⁴ Høglund, p.421

⁵ Straus Scott and Taylor Charlie “Democratization and electoral violence in sub-Saharan

した社会的文脈から発生した選挙暴力は選挙に以下の 3 点で悪影響を及ぼす。第一に選挙暴力は選挙実施を中止または延期させうる。第二に有権者の投票を心理的に阻み、時には物理的に妨害し、投票率に影響を与えるおそれがある。第三に有権者の投票を許したとしても、その投票行動を恣意的に変更させ、民意を反映しない投票結果を生むおそれがある。

選挙暴力に関する先行研究は一般に、選挙暴力を概念化し、その原因と影響を構造的に分析対象とするものが多かった。こうした研究は、既に発生した選挙暴力を事後的に分析するのには有用であるが、ここから具体的な政策を導出するのは困難である。また、選挙暴力に対する有用な管理戦略はこれまで提案されてこなかった。しかし、将来的な選挙暴力の防止策を考える上では、誰が選挙暴力という結果にコミットする主体であるのかを明らかにし、その管理戦略を練る必要がある。

一方で、スポイラーと呼ばれる、和平プロセスの中で暴力によって紛争解決を妨害する集団またはその行為に対しての管理戦略は先行研究が蓄積されてきた。これらの研究では、動機や能力などによってスポイラーを分類し、類型ごとの管理戦略が提案されている。

そこで本稿では、スポイラー研究の蓄積を選挙に導入することで、選挙暴力の管理戦略を考案できるのではないかと考えた。本稿は、選挙はスポイラー(選挙暴力を行使する主体)の発生を制度的に抑制し、またその能力を阻害する政策や環境を構築することでスポイラーが発生しても暴力の行使を抑制することができるという仮説を検証する。具体的には、和平プロセスを暴力によって阻害するスポイラーの概念をアナロジーとして、従来から分析対象となってきた動機と能力に加え、暴力行使を可能にする環境という要素が選挙暴力にコミットするアクターの発生に影響し、暴力の烈度を左右する要素であることの検証を試みた。また、その仕組みを説明するために、シエラレオネの 1996 年と 2002 年の選挙を事例として選択した。

本稿の構成は以下の通りである。はじめに、分析枠組みを提供するスポイラーの先行研究の検討を行う。次に、深刻な選挙暴力が見られたシエラレオネの 1996 年選挙と、選挙暴力を改善することができた 2002 年選挙を事例とし、選挙暴力という結果に影響する要素を考察する。最後に、紛争後の選挙において選挙暴力に対する管理戦略の課題を提示することとする。

I. 先行研究の検討

スポイラーは主に和平プロセスにおいて、妨害を行い、その行為を正当化しようとする

Africa, 1990–2008” Bekoe, Dorina (ed.) Voting in Fear: Electoral Violence in Sub-Saharan Africa. Washington, DC: United States Institute of Peace Press(2012),p.19

行為者を指し、学術的には「交渉によって達成される和平が自分たちの権力、世界観、利益を脅かすと信じ、その達成の試みを妨害するために暴力を用いる指導者及び団体⁶」と定義されている。スポイラーは和平プロセスから除外されたり、自らを排除したり暴力を利用して和平プロセスを攻撃する当事者である外部スポイラー(outside spoiler)と、和平合意に署名し、和解を実施する意思を示すものの合意に対する義務の履行に失敗している内部スポイラー(inside spoiler)に分類される。特に外部スポイラーは暴力的な戦術を用いることが多い。

以下、「誰がスポイラーになるのか」という問いに対する3つの先行研究を紹介する。先行研究では、主に動機ベースの類型化と能力ベースの類型化が提案されてきた。

はじめに、Stedman はスポイラーを目標ごとに分ける動機ベースのモデルを提案した。具体的には、限定的な目標を持つ「限定型(limited)スポイラー」、妥協の受け入れを完全拒否する「完全拒否型(total)スポイラー」、これらの中に位置する「貪欲型(greedy)スポイラー」の3つに類型化した⁷。しかし、こうした動機ベースのモデルでは事前に出現を予測するのが難しく、また途中で動機が変わることも予測されるため、管理戦略を考える上では有用でない可能性がある。

そこで、Greenhill と Major は能力ベースでのモデルを提唱した。Greenhill と Major によると、紛争の全ての当事者は潜在的なスポイラーであって、能力（組織の活動の規模、マンパワー、武器、活動拠点及び地域、海外からの支援、その他民兵組織との連携⁸）が動機の貪欲度を作用する⁹。また、動機の貪欲度は「平和の管理人(Custodians of Peace)」と呼ばれる国連や他の仲介者の意思や能力によっても左右される。これに加えて Stepanova はスポイラーの能力評価と同時に、それを正当化するイデオロギーを共有する集団の組織力に注目し、和平プロセスに不満を持ち、実際または潜在的に和平プロセスを混乱させるためにテロ行為を行うまたは引き受ける可能性のある紛争の「主要当事者(Spoilers that matter)」と、より小さく過激でテロリズムを主なまたは唯一の戦術とする「分派(splinter)」を区別した¹⁰。

⁶ Stephen John Stedman “Spoiler Problems in Peace Process” *International Security*, Vol.22, No.2(1997), p.5

⁷ Ibid., pp.5-53

⁸ 辻田俊哉『外部スポイラーの管理問題：中東和平プロセスにおける係争地シェバア農場を事例として』*国際公共政策研究*第15巻第1号、2010年、168頁

⁹ Kelly M. Greenhill and Solomon Major “The Perils of Profiling: Civil War Spoilers and the Collapse of Intrastate Peace Accords,” *International Security*, Vol. 31, No. 3(2006), pp. 7-40

¹⁰ Ekaterina Stepanova “Terrorism as a Tactic of Spoilers in Peace Processes,” in Edward

上記のように、先行研究には大きく分けて動機ベースと能力ベースの二つのモデルがあることが分かった。能力ベースのモデルは包括的であり、予めスポイラーの出現を予測できる点で優れているが、選挙におけるスポイラーは必ずしも能力があるからスポイリング行為に走るわけではない。なぜなら、スポイラーの能力は動機の貪欲度を作用しても、直接的な動機を与えるまでには至らないからである。

そこで、本稿においては、先行研究のモデルを複合し、動機、能力(組織力を含む)の両方を検討する。また、平和の管理人という外部の抑止力は、環境として包含する。こうした環境が堅牢であればスポイラーの能力が高くとも実力行使は困難になるが、環境が脆弱であればスポイラーの能力が低くとも実力行使が容易になるからである。

本稿におけるスポイラーは「選挙の実施を妨害または結果を拒否ないし意図的に操作するために身体に危害が及ぶ暴力またはそれに準ずる威嚇を用いる指導者及び団体」と定義する。以下、事例検討では、従来から分析対象となってきた動機と能力に加え、暴力行使を可能にする環境という要素がスポイラーの発生に影響する要素であることを検証する。

II. 事例検討

本稿では、シエラレオネをケーススタディとして紛争後の選挙成功の要因を考察する。シエラレオネをケースとして扱うのは、(1)紛争経験国であり、(2)選挙が実施され、(3)スポイラーが出現した、という3条件を満たすからである。

前章の議論から、選挙におけるスポイラーは、(ア)選挙制度に対する不満を抱く動機があり、(イ)暴力を行使する能力を持ち、(ウ)それを可能にする環境があったときにスポイラーとなると考えた。そこで、選挙制度が不満を醸成するものであったか、スポイラーが暴力を行使する能力を持っていたか、スポイラーの活動を可能にする環境であったかを1996年のシエラレオネ選挙と2002年シエラレオネ選挙で比較し、上記の3条件がスポイラーの登場に影響しているかを検討する。

なお、先行研究に倣い、ここでいう能力とは、軍事力、資金力、組織力を指し、暴力を可能にする環境とは、警察力と組織力が脆弱かつ国連や地域機構が軍事的に介入せず効果的な抑止力を発揮していない状況を指す。

i. 1996年選挙

1996年の選挙は、1991年から続く内戦の最中に軍事政権の民政移管のために実施され、選挙前後には選挙暴力により多数の死者が出た。しかしながら、国際的なオブザーバーは、

Newman and Oliver Richards (eds.)Challenges to Peacebuilding: Managing Spoilers During Conflict Resolution , Tokyo: United Nations University Press(2006),pp. 78-104

選挙は比較的自由で公正であると一様に結論づけた¹¹。

1996年選挙のスポイラーは内戦の原因にもなった武装集団、革命統一戦線(Revolutionary United Front :RUF)である。RUFは選挙前の1996年2月21日には選挙妨害のために、モヤンバ県の村で22名の農民を処刑し、5名の手を切断する暴力行為を行い、その他にも指、腕、鼻、唇等の切断が観察された¹²。2月25日には選挙の延期を要請し、それを政府に拒否されたことからボー県等で襲撃を行った¹³。選挙後についても、選挙結果を受け入れられなかったRUFは選挙後の3月1日には北部州の村を襲撃し、同月7日には投票に行った市民の足や手の切断を各地で行った¹⁴。

さらに、大統領候補の住居への手榴弾攻撃や新聞社への銃撃¹⁵、投票箱の略奪によっても選挙は妨害された¹⁶。しかし、これらの犯人は明らかにされていないので、ここではRUFのみを選挙のスポイラーとして扱う。

(ア) 動機

1996年選挙では、RUFが外部スポイラー、弱小政党が内部スポイラーとなる動機があった。その理由は、政党登録に対して法律が制限的であり、選挙制度や選挙管理が一部の政党のみを優遇するものであったからである。

1996年選挙の制度は不満を生みやすいものであった。1996年選挙は、大統領選は直接選挙、国会議員選は比例代表制(national list proportional representation system)であった¹⁷。この方式は個人的な利害対立の影響を低減するために採用されたが、議員が説明責任を負う明確な選挙区がなかったため、不評だった¹⁸とされる。また、同選挙では13政党が68の議席を争ったが、その他の政党は1995年6月のNPRC法令8によって選挙への参加が禁

¹¹ Jimmy Kandeh “Transition without Rupture : Sierra Leone’s Transfer of 1996”, African Studies Review Vol.41, No.2(1998), p.103

¹² Jeff Fischer “Electoral Conflict and Violence — A Strategy for Study and Prevention ” IFES White Papers, (2002), p.22

¹³ モロイ、デズモンド、徳光裕二郎訳「武装解除・動員解除・社会再統合」落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築：シエラレオネの経験』昭和堂、2011年、219頁

¹⁴ 同上、219頁

¹⁵ Amadu Wurie Khan “Journalism & Armed conflict in Africa : The Civil War in Sierra Leone”, Review of African Political Economy vol.25 No.78, (1998), p.588

¹⁶ Kandeh op.cit. (11) ,p.95-96

¹⁷ The Carter Center “Obseving the 2002 Sierra Leone Elections” Special Report Series(2003), p.21

¹⁸ Ibid., p.21

止されていた¹⁹。したがって、政党登録ができなかった政党ないし政治的集団は潜在的な外部スポイラーとなる動機があった。

また、選挙管理も公平とは呼べないものであった。選挙管理は軍事政権の国家元首ストラッサー (Valentine Strasser) 大尉によって指名された暫定国家選挙管理委員会 (Interim National Electoral Commission: INEC) によってなされた。公務員の任命や罷免に関してはストラッサーが権力を独占しており、NPRC のメンバーも軍人が 18 名、民間人が 4 名であった²⁰。このような、INEC は物資の不足や人員の不足などによって選挙のプロセスを遅延させ、結果的に不正を生み出すこととなった。例えば、有権者登録は家庭訪問 (house to house) によって行われ、150 万から 160 万人が有権者登録を済ませた²¹。しかし、この人数は推定有権者の約半数にすぎず、ギニアのシエラレオネ難民推定 25 万人は有権者登録されなかった。また、選挙運動は公平性を欠いていた。新聞は 15 紙以上あったとされるが、Daily Mail と Freedom Now はカバー大統領の所属する SLPP 政府に忠誠を誓い、Torchlight は最大野党である UNPP の代弁者である²²など、一定の政治傾向を持っており、人々に偏っている (biased) と認識²³されていた。さらに、公式選挙期間は約 3 カ月続いたが、治安が不安定かつインフラが破壊されていたために、農村部では選挙運動は行われなかった²⁴。フリータウンと地方を結ぶ主要な道路は紛争によって破壊され、閉鎖されていたために、地方へは空路を通っていかなければならなかった²⁵からである。さらに、投票は地方への投票箱の輸送の困難、投票所への有権者登録の配達遅延、および一部の地域での治安提供にかかる軍の失敗²⁶によって予定通りに行われなかった。

これらを鑑みるに、選挙に参加した SLPP 以外の政党および有権者登録できなかった有権者は不満を抱き、潜在的な内部スポイラーとなる動機があったと考えられる。

(イ) 能力

1996 年選挙では、潜在的な内部スポイラーである他の弱小政党は選挙暴力を行使しなかったため、ここでは選挙暴力を行使した外部スポイラーである RUF のみを対象に検討する。

¹⁹ Kandeh op.cit. (11), p.98

²⁰ 落合雄彦「シエラレオネ紛争関連年表」、武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争—共同研究会中間成果報告—』、日本貿易振興会アジア経済研究所、197 頁

²¹ The Carter Center op.cit. p.21

²² Khan op.cit., p.586

²³ Khan op.cit., p.589

²⁴ Kandeh op.cit.(11), p.99

²⁵ Ibid., p.99

²⁶ Ibid., p.101

RUF は、組織力は弱いが安定した資金力と高い軍事力を持っており、選挙暴力を遂行する力を十分に持った組織であった。

軍事力については、そもそも RUF は 1978 年から続く APC の一党独裁制による政治の腐敗を批判する 1980 年代の学生運動に起源を持ち、学生運動の中でも急進的な考えを持つ者がリビアからの協力を受け、リビア国内で軍事訓練を受けた者と武装勢力 NPFL のリベリア人兵が共同でシエラレオネに侵攻したところから始まった²⁷。初期の RUF の大半はリベリア人であったが、その後は東部の鉱山地帯の不法な鉱山労働者や誘拐された村人が戦闘員として動員された²⁸。内戦後、武装解除を受けた RUF が約 2 万 4 千人に及ぶ²⁹ことから、軍事的に大きい組織であったと考えられる。また、選挙時点では和平合意がなされていなかったため、DDR は当然に実施されなかった。そのため、RUF は武器を所持し、戦闘員を動員した状態にあった。したがって、RUF の軍事力は高い状態にあった。

資金力については、RUF はシエラレオネ東部のダイヤモンド鉱山を押さえ豊富な資金と武器を確保していた。さらに、RUF は、村や町に襲撃を繰り返し、住民から食料を略奪し、ダイヤモンドや金を奪うことでリベリアから武器を購入していた³⁰。したがって、資金力もあったと考えられる。

一方、組織力については、RUF はイデオロギー、組織、規律などを共有しない組織であった³¹。RUF は革命的運動として開始され、「女性や子供たちへの暴力」と「組織的な経済の破壊」、「農村部での恐怖」のみがその運動を結び付けていた³²。したがって、組織の革命的なイデオロギーや理論はない³³、とされている。実際に、RUF が 1994 年 4 月に発表した「About RUF」という声明や「Footprints to Democracy : Towards a New Sierra Leone」というプロパガンダ冊子では、APC の打倒や革命が呼びかけられた³⁴が、どちらの文書も、これがどのようにしてシエラレオネの国家と社会を再構築するのかという明確で首尾一貫した政治計画は含まれていなかった。以上のことから、RUF の組織力は無秩序で弱かった。

したがって、RUF の組織力は弱い、十分な人数と資金を持ち、暴力に支えられた選挙

²⁷ Ibrahim Abdullah “The Origin and Character of the Revolutionary United Front/ Sierra Leone”, *The Journal of Modern African Studies*, Vol.36 No.2(1998) pp.213-222

²⁸ 岡野英之『アフリカの内戦と武装勢力—シエラレオネにみる人脈ネットワークの生成と変容』昭和堂、2015 年、31 頁、52-53 頁

²⁹ 同上、6 頁、80 頁

³⁰ 同上、33、146-147 頁

³¹ Abdullah op.cit., p.222

³² Abdullah op.cit., p.222

³³ Ibid., p.223

³⁴ Ibid., p.217, 岡野前掲註(28)、215 頁

暴力を遂行する能力を持った組織であったことが分かる。

(ウ)環境

1996年選挙当時の環境は、警察と国軍が脆弱で信頼がなく、軍事政権下であったために司法は政治化され、平和の管理人たる国連や大国の軍事的な介入はなかった。したがって、非常に脆弱かつ選挙暴力を許容する環境であったといえる。

はじめに、投票日当日は、投票所はコモンウェルスを含む約130人の国際的なオブザーバーによって監視され、一般的に「透明な方法(transparent manner)」で行われたとされる³⁵が、軍事力の派遣などは行われず、治安は不安定であった。

紛争によって多くの警察官が死亡し、警察署がRUFによって破壊された³⁶ことから、警察は十分に機能していなかった³⁷。また、シエラレオネ国軍も十分に機能していなかった。RUFが国軍の軍服を来て襲撃を行った³⁸ことで国軍の信頼は失墜していた。さらに、RUFに対応するために国軍は急激な増員を行っており、十分に訓練を受けていない若者が前線に派遣され、混乱に乗じて私服を肥やす兵士(sobel)が現れた³⁹からである。1995年から1997年の間には、混乱した国軍を補完して民間軍事会社 Exective Outcome(EO)が脆弱なSLAとともに首都の警護を担当していた⁴⁰ほどである。

さらに、(ア)でも触れたように軍事政権下であったために、司法の政治化が起きており、クーデターを計画したとして政権転覆の容疑でイギリス人など外国人を含む市民が逮捕されたり、クーデターに関わった人物が政府にもたらした損害を弁償することができなかつたとして逮捕されたりしていた⁴¹。また、アムネスティインターナショナルは18歳未満の少年が反政府勢力を支援したという容疑のみで裁判もなく刑務所に拘束されていることを指摘した⁴²。こうした司法の政治化は、選挙における法的解決という手段を無効化し、暴力

³⁵ Inter-Parliamentary Union“Sierra Leone Parliamentary Chamber : Parliament Elections held in 1996”http://archive.ipu.org/parline-e/reports/arc/2281_96.htm (accessed 2020-11-23)

³⁶ Nathaniel King “Conflict as Integration Your Aspiration to Personhood in the Technology of Sierra Leone’s ‘Senseless War’ ” Current African Issues No.36 (2007), p.29

³⁷ Ibid., p.29

³⁸ 岡野前掲註(28)、147頁

³⁹ 同上、148-149頁

⁴⁰ 前野明『破綻国家における内戦と国際的な平和活動』政策研究大学院大学、2014年、73頁

⁴¹ 落合前掲註(20)、196-233頁

⁴² 同上、199頁

という手段の選択を容易にしたと考えられる。

したがって、平和の管理人たる国連や大国の軍事派遣は行われず、警察や国軍は十分に機能していなかったために治安は不安定であり、司法も十分に機能していなかったために動機と能力を持ったスポイラーを抑止し、暴力の烈度を低減させるような環境はなかった。

以上のことから、1996年選挙では、不満を生む選挙制度があったためにスポイラーが選挙暴力を行使する動機があり、ダイヤモンドの密輸などによる資金確保や誘拐による戦闘員の確保ができていたために選挙暴力を行使する能力があり、また警察や国軍の機能不全、司法の政治化や権力の独占によって選挙暴力を抑止できない環境があったと思われる。

ii. 2002年選挙

2002年選挙は1996年の選挙と比較すると平和的であったと言える。2002年選挙ではスポイラーに動機を与えうる制度に改善が見られ、スポイラーの能力を低減させる国内外の措置が執られた。さらに、国軍、警察、司法の機能は完全ではないものの改善が見られ、平和の管理人たる国連や大国の治安維持努力もあり、選挙暴力は大きく減少した。

2002年1月に正式に終戦が宣言され、選挙の2カ月前に非常事態宣言が解除された。選挙当時、約17,500人のUNAMSIL平和維持部隊が国内に配備され、約40万人が国内外で避難民となっていた。そんな状況下であったが、国家選挙管理委員会(National Electoral Commission: NEC)は選挙を実施することとなった。

2002年選挙では、1996年度と比較して小規模かつ軽度の選挙暴力が見られた。選挙前の5月11日にはフリータウンの中心部で大規模な集会を予定していたSLPP支持者が革命統一戦線党(RUF:元RUF)事務所に投石を始め⁴³、SLPP支持者とRUF支持者の選挙暴力が見られた。シエラレオネ警察は両者を引き離すことが出来ず、国連PKOが介入⁴⁴し、7人が軽傷を負った⁴⁵。また、選挙キャンペーンの中でSLPPがAPCとRUFの拠点であるマエニとマグブラカで妨害を受ける⁴⁶など、一部の政党支持者が軽度の暴力を行使した。

こうして、2002年選挙は、一部遅延や不正などが見られた⁴⁷ものの、国内の市民団体、専門団体、労働組合、宗教団体の連合である国家選挙ウォッチ(NEW)は選挙を「自由で公正

⁴³ Mark Doyle “Sierra Leone election turns sour” BBC News, 2002
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/1982817.stm> (accessed 2020-09-04)

⁴⁴ Ibid.

⁴⁵ EUEOMs “Sierra Leone Presidential and Parliamentary Elections 14 May 2002” Final Report on the Presidential and Parliamentary Elections (2002) p.31

⁴⁶ Jimmy Kandeh “Sierra Leone’s post-conflict elections of 2002” The Journal of Modern African Studies, Vol41, No.2(2003), p.202

⁴⁷ EUEOMs op.cit. p.32

だが欠陥がある」と宣言する声明を発表し、コモンウェルス・オブザーバー・グループ(COG)、カーターセンターのオブザーバー・チーム、欧州連合オブザーバー・ミッションの3団体も、「選挙が自由で公正」であるという旨の声明を発表した⁴⁸。

(ア) 動機

2002年選挙は、弱小政党が内部スポイラーとなる動機を抱き得る制度であった一方で、1996年選挙と比べ公平な制度となったことで、外部スポイラーは現れなかった。

弱小政党が内部スポイラーとなる動機は、議席獲得のための得票率が引き上げられたこと、選挙区制が採用されたこと、選挙管理における政党間の公平性に疑問があったことに起因する。政党が1議席を獲得するための得票率の閾値が5%から12.5%に引き上げられたことで、小規模な野党が議席を確保することは困難であった⁴⁹。また、2002年選挙では、地区ブロック制(district block system)⁵⁰と呼ばれる選挙区制度が採用された。これは、14の地区のそれぞれに8つの議席が割り当てられ、合計112人の国会議員を選出する方式⁵¹である。議会全体は124議席であるが、残りの12議席は12の農村地区から間接的に選出された最高権力者(パラマウント・チーフ⁵²)が担うこととなっていた。こうした選挙区制では当選者以外の候補者に投票した人々の票が死票となり、大政党が有利となることが指摘されている。したがって、1996年選挙では、13政党のうち5つの政党が議席を獲得することが出来た⁵³が、2002年選挙では11政党のうち3つの政党しか議席を獲得することができなかった。3政党の内訳としては、1996年選挙でも与党であったSLPP(Sierra Leone People's Party:シエラレオネ人民党)が約8割の83議席、次に、APC(All People's Congress:全人民会議党)が27議席、第三にPLP(Peace and Liberation Party:平和解放党)が2議席である⁵⁴。RUFPPをはじめとする弱小政党は1議席も獲得することができなかつ

⁴⁸ Kandeh op.cit. (46), p.203

⁴⁹ The Carter Center op.cit., p.21

⁵⁰ Ibid., p.11

⁵¹ Ibid., p.21

⁵² パラマウント・チーフとはチーフダム(tribe)の統治を担った最も上の階層の行政官で、パラマウント・チーフになることができるのは、チーフダム内にあるいくつかの家系に限られていた。

⁵³ SLPPが27議席を獲得し、次いで統一国家人民党(United National People's Party: UNPP)が17議席を獲得した。残りの議席は、PDPに12議席、APCに5議席、NUPに4議席、DCPに3議席であった。

⁵⁴ African Elections Database “Sierra Leone Detailed Election Results”
http://africanelections.tripod.com/sl.html#2007_Presidential_Election

た。以上のことから、弱小政党が議席を獲得しづらい制度であったために、不満を醸成し、内部スポイラーとなる動機を与えた可能性がある。

加えて、選挙管理における政党間の公平性に関しても、依然として内部スポイラーを発生させる可能性があった。特に選挙キャンペーンとメディアに関しては、資金不足やコミュニケーション不足が障害となり、課題の残るものとなった。NEC は各地区を回り、選挙資料を配布し避難民キャンプにも赴いたが、予算が削減されたことでポスターなどの広報資料の配達が遅れ、選挙の 3、4 週間前まで届かなかった⁵⁵。また、すべての政党はラジオ、テレビ、印刷メディアにアクセスすることができたが、カバーと SLPP に対しては優遇があったとされる⁵⁶。そのため、すべての政党に平等な放送時間を割り当てるべきであるという選挙法の規定は破られていた⁵⁷とされる。加えて、NEC がすべての政党と平等に情報を共有せず、一部 SLPP を優遇していたという意見もある。こうしたメディアや選挙機関による一部政党の優遇は優遇されない政党の不満を醸成し潜在的な内部スポイラーを生み出した可能性があった。

しかしながら、選挙制度の一定程度の改善によって、外部スポイラーは消滅した。また、1999 年のロメ和平合意によって RUF の政党化や RUF メンバーの入閣が認められ⁵⁸、11 の政党が参加して計 1,351 人の登録候補者を出して議席を争い、9 の政党が大統領選に立候補した。このように、全ての政党に登録の権利が与えられるような選挙制度になったことで外部スポイラーは存在しなくなった。

また、選挙管理における有権者の公平性も上昇した。2002 年の選挙のために全国に 5,278 の登録センターと約 600 のフォトセンターが設置された⁵⁹。2002 年の大統領選挙と議会選挙で投票するために、推定 250~270 万人の有権者の約 85%に相当する 234 万 2547 人⁶⁰の市民が有権者登録を行った。有権者登録には本来身分証明書が必要であったが、十分な身分証明書を持たない有権者も多かったため、選挙法は、コミュニティリーダーや他の信頼できる証人が、個人が投票する資格があると証言することを許可した⁶¹。さらに、4 月 20 から

(accessed 2020-12-02)

⁵⁵ EUEOMs op.cit., p.16

⁵⁶ Kandeh op.cit. (46), p.202

⁵⁷ EUEOMs op.cit., p.1,25

⁵⁸ 岡野前掲註(28)、328 頁

⁵⁹ The Carter Center op.cit., p.21

⁶⁰ Inter-Parliamentary Union “Sierra Leone Parliamentary Chamber : Parliament Elections held in 2002”

http://archive.ipu.org/parline-e/reports/arc/2281_02.htm (accessed 2020-11-23)

⁶¹ The Carter Center op.cit., p.22

24 日にかけて難民の帰還のための特別登録センターが設置され、国連難民高等弁務官事務所の後援の下で 13,000 人以上の帰還難民が登録された⁶²。難民や国内避難民に対しては、登録所がある場所で登録し、別の場所に投票することを可能にする「移転投票」のための別の特別な手順が確立された⁶³。以上から、難民も有権者登録が可能になり、国民の選挙に対する信頼度は高まり、難民という従来の外部スポイラーの動機を生む要素は減ったと考えられる。

以上概観したように、政党間の選挙管理の公平性には課題が残り、潜在的な内部スポイラーに動機を与える可能性があった。一方で、選挙制度や有権者間の選挙管理の公平性は 1996 年と比較して格段に向上し、潜在的な外部スポイラーは存在しなくなった。

(イ)能力

2002 年選挙では優遇されなかった小規模政党が潜在的な内部スポイラーであったため、特に 1996 年にスポイラーとなった RUF を前身とする RUFP に着目する。RUFP は武装集団であった頃とは打って変わり、軍事力、資金力を失い、組織力も衰えていた。

はじめに、RUFP の軍事力はすでになくなっていた。2002 年 1 月までに約 2 万 4000 人の元 RUF 兵が武装・動員解除された⁶⁴。

また、ロメ合意によって鉱物資源は CMRRD(戦略資源管理国家再建開発委員会)によって一元管理⁶⁵されることになり、RUF は資金源を失うこととなった。

さらに、RUFP の組織力は脆弱になっていた。もともと規律がなく暴力とサンコーのカリスマ性によって成り立っていた RUF であったが、2000 年 5 月にサンコーは自宅周辺で逮捕され、一時 RUF の指導者は不在となっていた。2000 年 8 月に穏健派であるイッサ・セサイ(Issa Hassan Sesay)が暫定代表となり⁶⁶、DDR が進んだことで、暴力による団結力は失われた。RUFP は当初サンコーを大統領候補に指名することを主張したが、NEC によって容認できないと判断された⁶⁷ため、元大学講師で AFRC 外務長官のバングラ(Alimamy Pallo Bangura)を大統領候補に指名した。RUF の動員が民族的に基づいていなかった⁶⁸ことや、一般住民が RUF からの略奪や強姦などの記憶を持っていたことから RUFP は支持者も少なかった。支持が得られなかった象徴的な出来事として、RUFP は都市における政党事務所

⁶² Ibid., p.22

⁶³ Ibid., pp.21-22

⁶⁴ The Carter Center op.cit., p.40

⁶⁵ 岡野前掲註(28)、328 頁

⁶⁶ 同上、333 頁

⁶⁷ Kandeh op.cit.(46) p.199

⁶⁸ Ibid., p.213

のリースを家主に拒否された⁶⁹。このように、RUFは対内的な組織力が脆弱であっただけでなく、対外的な組織力も持っていなかった。

したがって、小規模政党、特に RUF は武器や戦闘員を失い、資金源も断たれたことで軍事力がなくなり、蜂起時からのリーダーであったサンコーが逮捕されたことで組織力も減少した。そのため、スポイラーとなる能力がなかったと考えられる。

(ウ)環境

2002年の選挙においては、1996年選挙と比べ、各段に環境が改善され、平和の管理人たる国連の平和維持部隊が多く派遣されただけでなく、警察や司法の改革も実施され、スポイラーを抑止ないし暴力の烈度を低減できる環境であった。

はじめに、大規模な DDR を実施したことで、治安が大幅に改善された。1999年ロメ和平合意後のシエラレオネでは、国連シエラレオネ派遣団(United Nations Mission in Sierra Leone :UNAMSIL)が設置され、全国に 17,500 人の平和維持部隊と 400 人の民間警察が派遣され、DDR プロセスを監督することが義務付けられた⁷⁰。そして、3つのフェーズを経て武装解除と動員解除が行われた。初めに、1998年9月から12月までのフェーズ I の時期に、約 4万 5000 人の戦闘員を対象とした武装解除・動員解除が行われた⁷¹。その後、1999年のロメ和平合意成立や国連安全保障理事会の決議 1270 を経て、1999年10月から2000年4月のフェーズ II では DDR が ECOMOG 主導から UNAMSIL 主導へと移行し⁷²、約 1万 8900 人の戦闘員が武装解除された⁷³。2001年5月より本格的な武装解除がフェーズ III として再開され、2002年1月までの間に、RUF や CDF の戦闘員を中心に当初予定されていた 2万 9000 人を大きく上回る 4万 7000 人以上の戦闘員がさらに武装解除された⁷⁴。

また、警察改革が英国主導で行われ、6600 人まで減少していた警察官は 9500 人に増加し、警察署の再建、警官の再訓練、階級の見直しなどが行われた⁷⁵ことで、治安は大幅に改善した。

選挙に関しても、監視や治安維持が図られた。政党の事務所にはシエラレオネ警察と国連

⁶⁹ Ibid., p.212

⁷⁰ Kieran op.cit., p.8

⁷¹ モロイ前掲註(13)、78頁

⁷² 同上、79頁

⁷³ 同上、79頁

⁷⁴ 同上、79頁

⁷⁵ Peter Albrecht “Monitoring and evaluation arrangements for the Sierra Leone Security Sector Reform Programme: a case study” Safeworld, (2008)p.2

平和維持部隊が配置⁷⁶され、5月14日の投票はシエラレオネ警察(SLP)、UNAMSIL、イギリス軍に見守られた。UNAMSILは計4500か所の投票所を監視し⁷⁷、NEWは、14の投票区に2,000台のモニターを配備した⁷⁸。

さらに、イギリスを中心として地方裁判所の質の向上とパラリーガル・サービスの提供による司法機関のパフォーマンスを向上が試みられた。英国の国際開発省は、3年間で3000万ポンド(約6000万米ドル)の助成金でこの戦略を支援した⁷⁹。これにより、裁判手続きが機能するようになった。実際に選挙期間中にはAPC副大統領候補であり議会候補でもあるアルハジ・アブ・バカルル・ジャロ(Alhaji Abu Bakarr Jalloh)が有権者登録期間中に国外に出ていたこと、彼の名前が2つの異なる選挙区で重複してAPCの候補者リストに入っていたことから訴訟が起こった⁸⁰。これは、司法の政治化からの脱却を意味する。さらに、選挙法に基づいたNECにいくつかの選挙に関する苦情が寄せられた⁸¹ことも、暴力ではなく公式の申し立てによって問題を解決する環境があったことを示す。加えて、2000年8月には安保理決議1315によってシエラレオネ国際特別法廷の設置も決定された。

以上で示したように、不満を醸成する選挙制度に改善が見られ、潜在的な外部スポイラーの発生は抑制された。また、和平合意や国連を中心としたDDRによってRUFは資金力や軍事力を失い、サンコーが逮捕されたことで組織力もさらに衰えた。これによって、ほとんど選挙暴力を実施する能力を失ったと言える。さらに、主に英国からの財政的・技術的支援を受けて、シエラレオネ政府は国家情報機関、警察、陸軍、司法を巻き込んだ大規模な治安部門改革プログラムを実施したために、治安は改善され、スポイラーの発生を許容しない環境が出来上がった。その結果、外部スポイラーによる直接的な選挙暴力は見られず、内部スポイラーによる軽度の選挙暴力のみが見られた。

iii. 比較と考察

以上、1996年選挙と2002年選挙について、不満を醸成する選挙制度と選挙管理、スポイラーの能力、環境という3つの観点でスポイラーの発生を見てきた。この比較を通して得られたスポイラーを発生させる要因について述べる。

第一に、参加機会の排除である。選挙の制度が一部の政党や集団を除外するものである場

⁷⁶ Kandeh op.cit. (46) p.202

⁷⁷ Ibid., p.203

⁷⁸ Ibid., p.203

⁷⁹ DFID“Evaluation of DFID Country Programmes: Sierra Leone”Evaluation Report EV690 (2008) p.40

⁸⁰ The Carter Center op.cit., p.24

⁸¹ Ibid., p.34

合には外部スポイラーが生まれる。1996年にはRUFが政党として選挙に参加できなかったために、不満を醸成し、スポイラーとなる直接的な動機を与えた。また、外部スポイラーは内部スポイラーに比べて激しい暴力を生む可能性があるため、外部スポイラーを生まない制度構築が必要である。

第二に、制度や管理における政党間の不平等である。選挙制度やメディア、選挙機関の一部の政党に対する優遇は内的スポイラーを生む可能性がある。2002年選挙では比例代表制から選挙区制に変更されたことで、過激な政党や小さい政党が得票数を得られず勝つことが難しくなった。これは、不満を醸成し、スポイラーに動機を与える可能性がある。加えて、2002年選挙では地域の人口を加味せずに議席配分がなされたために、一票の格差も大きくなっていった。選出された国会議員は、1議席あたり9,000人未満の登録有権者を代表する地区もあれば、1議席あたり35,000人以上の登録有権者を代表する選挙区もあった⁸²。こうした不平等も、不満につながり、潜在的な内部スポイラーに動機を与える可能性がある。

第三に、治安の不十分な管理である。はじめに、潜在的なスポイラーが十分な資金力や軍事力、組織力を持っていた場合には潜在的なスポイラーが選挙暴力を行使する素地を作る。そのため、資金源を断つような制度構築や、軍事力を下げるための武装・動員解除がスポイラーの抑止のためには重要である。さらに、アクターのみでなく、社会秩序の管理が必要である。紛争後の社会において警察や軍が効果的に機能していない場合には、スポイラーの発生を抑止できないのみならず、発生した後の対処もできなくなる。このようなアクターや治安の管理は国内政府のみが主体である必要はなく、国連や他の大国によるものであっても有効に機能する。

第四に、暴力以外の代替的な解決手段の不在である。特に国内における司法の実効性は選挙にとって重要である。なぜなら、スポイラーの動機が選挙に対する不満である以上、選挙に対する不満を不服申し立てとして法的に解消できれば、スポイラーは暴力を行使しないと考えられるからである。2002年選挙では選挙法に従って、NECに4件の不服申し立てがなされた⁸³。もちろん、対応の遅れや申し立て数の少なさなどから依然として課題はあると思われるが、代替的な手段が存在したことの意義はあったと考えられる。

小括すると、選挙暴力を未然に防ぐには、参加機会の排除、制度や管理における政党間の不平等、治安の不十分な管理、暴力以外の代替的な解決手段の不在を解決する必要がある。そのためには、2002年選挙で実施された選挙前の政党登録や有権者登録といった選挙制度の公平化や選挙区割りの明確化、DDRの実施や穏健派リーダーへの交代、国軍、警察、司法を巻き込んだ治安改革、政党事務所や投票所の軍の配備による治安維持が重要であると考えられる。さらに、このような施策の実施は国内努力だけでなく、国外からの支援が必要

⁸² The Carter Center op.cit., p.21

⁸³ Ibid., pp.49-50

であろう。2002年選挙では国連が1万7500人の平和維持部隊を派遣したことが治安の安定に大きく貢献したと考えられる。

おわりに

本稿では、動機と能力、環境という要素が選挙暴力の発生に影響する要素であることを検証することで選挙暴力を発生させている原因を探り、選挙成功の要因を考察することを目的に研究を行った。特に、選挙暴力を抑止するためには、スポイラーの動機と能力のみならず、環境という要素も評価の対象として加える必要があることを論じた。また、そうした動機を生む制度、能力、環境が選挙暴力の発生に与える影響を事例に置いて考察した。以下、事例研究を通して導き出された政策的含意を以下に述べることとする。

第一に、実質的には、選挙制度や選挙管理によって潜在的な内部スポイラーの発生を抑制することはできない。特に紛争後の国家においては、資金や物資の不足から完全に不正のない選挙管理は困難である上に、選挙区割りや投票制度による不平等は先進国においても未だ問題となることがあるからである。完全な選挙制度が存在しない以上、潜在的な内部スポイラーは常に出現しうる。したがって、治安の管理や司法の整備による法的解決の促進など、潜在的な能力を与えない方策を模索すべきである。

第二に、シエラレオネではRUFのみが武装集団から改組した政党であったが、駆け出しの民主主義国では、紛争後に武装集団が改組されて政党となることが多い。したがって、そのような政党が多い場合には、より一層スポイラーの能力を低減させる要請が強くなる。また、能力を低減させるだけでなく、暴力の行使が容認されない環境を構築することで、より高い抑止効果が期待でき、もし選挙暴力が見られた場合にも、暴力の烈度下がると考えられる。

最後に、今後の研究課題について述べる。はじめに、普遍的な戦略の考案のために、さらなる事例検討が必要である。本稿では、一国のみを扱ったため、国民からの民主化に対する内部圧力や国連などの国際機関の援助の他国との違いについては検討することが出来なかった。しかし、シエラレオネの国民からの民主化に対する熱意は非常に高かった⁸⁴と思われ、また、同時期の他のアフリカ諸国と比較して国連などの援助も手厚かった⁸⁵ものと思われる。したがって、今後は他国との比較を通じた理論的検討が課題として挙げられる。次に、国内の地域的な側面についても検討していく必要がある。本稿が扱った1996年、2002年時点では地方選挙は実施されていなかったために、地方選挙については扱うことが出来なかった。しかし、2004年に地方自治法が改正されたことで地方議会選挙が開始された⁸⁶。地方議

⁸⁴ Kandeh op.cit.(11), p.96 ; Kandeh op.cit. (46) p.214

⁸⁵ Kandeh op.cit.(46) p.214

⁸⁶ 落合雄彦『第II部 紛争後の制度構築を考える 第6章 シエラレオネにおける地方自

会選挙は国会議員選挙や大統領選挙とは異なり、よりローカルな社会的亀裂が争点化する可能性がある。したがって、域内の力の分布などの地域的な側面は今後検討すべき課題である。

本稿では、紛争後の選挙の成功要因を考えるための第一歩を踏み出すことを試みた。しかし、本分野はまだ多くの研究が必要な分野である。今後のさらなる理論の発展によって、より良い選挙暴力の管理戦略が生み出されることを期待する。

シエラレオネの歴史

年	月日	できごと
1961	4.27	シエラレオネがイギリスから独立する。
1978	5	シアカ・ステーブンスによる一党制を規定した憲法の改正により、APC 一党制国家となる。
1980s		経済危機、冷戦に伴う援助政策の転換により集権的体制が脆弱化し、クーデターが頻発するようになる。
1991	3.23	サンコー率いる RUF が武装蜂起し、戦闘が開始される。
	9.3	複数政党制を規定した憲法改正案が 80% の賛成票を得て採択され、6 政党の登録が認められる。
1992	4.29	クーデターが発生し、1991 年憲法が停止され、非常事態宣言が発令される。
	5.1	ストラッサーが NPRC の議長に就任する。
1994	11.24	ストラッサーが RUF との交渉のために国連事務総長に周旋を依頼するも、翌年サンコーは和平提案を拒否する。
1996	1.16	ビオを中心とした無血クーデターが発生し、ストラッサーが追放される。
	2~3	RUF が選挙妨害のために各地で農民の処刑や手足の切断を行う。
	2.26~27	民政移管のための議員選挙が実施され、SLPP が 27 議席を得て第一党、UNPP が 17 議席を得て第二党となる。同日に大統領選挙も実施されるが、過半数を獲得した候補者がいなかったため、決選投票が実施される。
	3.15	大統領選挙の決選投票が実施され、カバーが 59.5% の得票率で大統領に就任する。
	11.30	カバー大統領とサンコー代表が和平協定に調印する。

1997	5.25	コロマによるクーデターが発生する。カバー政権が崩壊し、RUF と AFRC による軍事連立政権が樹立される。非常事態宣言が再び発令される。
	6.2~	ナイジェリア軍率いる ECOMOG の軍事介入が行われる。
	10.8	経済制裁措置を定めた安保理決議 1132 が出される。
1998	2.12	ECOMOG により首都が奪還される。
	3.10	カバー大統領が政権に復帰する。
	10.23	サンコーをはじめとする反政府勢力の幹部が逮捕され、サンコーに国家反逆罪と殺人罪で死刑判決が下る。
1999	1.6	首都から敗走した RUF と AFRC が再び攻勢に転じ、市街戦が激化する。
	7.7	和平合意が調印され、即時停戦、全戦闘員の恩赦、DDR、RUF の政党化などが規定される。
	10.22	安保理決議 1270 により、UNAMSIL の派遣が決定される。
2000	5.1	RUF 兵士が国連 PKO 部隊ならびに UNAMSIL 隊員らを拘束したことをきっかけに、イギリスの軍事介入が行われ、UNAMSIL が増強される。
	8.14	サンコーら RUF の幹部が逮捕される。大統領から国際法廷の設置要請がなされ、国連安保理決議 1315 が採択される。
2002	1.18	非常事態宣言が解除され、終戦宣言がなされる。
	5.14	大統領選挙ならびに議員選挙が実施され、70.06%の得票率で現職のカバーが再選する。SLPP が 83 議席を獲得し、第一党となる。

(落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築』昭和堂、2011年などを参考に筆者作成)

英字略語一覧

略語	正式名称
APC	全人民会議
AFRC	国軍革命評議会
CMRRD	戦略資源管理国家再建開発委員会
DDR	武装解除・動員解除・社会復帰
DPP	民主人民党
ECOMOG	西アフリカ諸国経済共同体監視団
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体
INEC	暫定国家選挙管理委員会

NDA	国民民主連合
NEC	国家選挙管理委員会
NPFL	リベリア国民愛国戦線
NPRC	国民暫定統治評議会
PLP	平和解放党
RUF	革命統一戦線
RUFP	革命統一戦線党
SLP	シエラレオネ警察
SLPP	シエラレオネ人民党
UNAMSIL	国際連合シエラレオネ派遣団
UNPP	統一国家人民党

文献目録

- ・遠藤貢「第 III 部 第 9 章 南部アフリカの選挙管理機関」大西裕編「選挙ガバナンスの実態」ミネルヴァ書房、2017 年、224-242 頁
- ・太田至総編、遠藤貢編『アフリカ潜在力 第 2 巻 武力紛争を越える—せめぎ合う制度と戦略のなかで』京都大学学術出版社、2016 年
- ・大西健「平和作戦における軍事力の機能に関する一考察—シエラレオネへの介入を事例として」『防衛研究所紀要第 15 巻第 1 号』、2012 年
- ・大西裕「第 1 章 選挙ガバナンスの論点」大西裕編著『選挙ガバナンスの実態—その多様性と「民主主義の質」への影響』ミネルヴァ書房、2017 年
- ・岡野英之『アフリカの内戦と武装勢力—シエラレオネにみる人脈ネットワークの生成と変容』昭和堂、2015 年
- ・落合雄彦『第 II 部 紛争後の制度構築を考える 第 6 章 シエラレオネにおける地方自治制度改革とチーフ』日本貿易振興機構アジア研究所 研究双書 シリーズ番号 573「戦争と平和の間—紛争勃発後のアフリカと国際社会」、2008 年、251-278 頁
- ・落合雄彦「シエラレオネ紛争関連年表」、武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争—共同研究会中間成果報告—』、日本貿易振興会アジア経済研究所、179-233 頁
- ・落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築』昭和堂、2011 年
- ・酒井啓亘「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』の展開(1)—ECOMOG から UNAMSIL へ—」国際協力論集 第 9 巻第 2 号、2001 年、97-126 頁
- ・酒井啓亘「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』の展開(2・完)—ECOMOG から UNAMSIL へ—」国際協力論集 第 9 号第 3 巻、2002 年、95-129 頁
- ・篠田英朗「平和構築と選挙支援」、財団法人日本国際問題研究所・平成 14 年度外務省委託研究報告書『紛争予防』、2003 年、6-16 頁

- ・篠田英朗「ポスト冷戦時代における国際社会の国内選挙支援—民主主義の機能そして平和・人権—」、広島大学平和科学研究センター『広島平和学』22巻、2000年、137-177頁
- ・辻田俊哉『外部スポイラーの管理問題：中東和平プロセスにおける係争地シェバア農場を事例として』国際公共政策研究第15巻第1号、2010年
- ・中内政貴、高澤洋志、中村長史、大庭弘継編『『資料で読み解く「保護する責任」：関連文書の抄訳と解説』大阪大学出版会、2017年
- ・前野明『破綻国家における内戦と国際的な平和活動』政策研究大学院大学、2014年
- ・モロイ、デズモンド、徳光裕二郎訳「武装解除・動員解除・社会再統合」落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築：シエラレオネの経験』昭和堂、2011年
- ・湯川拓「選挙監視は誰に何を伝えるか—選挙監視の効果についての理論的考察—」日本国際政治学会編『国際政治』第192号『国際政治研究の先端15』、2018年
- ・渡邊覚『紛争後の治安部門改革と軍・警察の役割—シエラレオネを事例に—』防衛研究所紀要第17巻第1号、2014年
- ・Amadu Wurie Khan “Journalism & Armed conflict in Africa : The Civil War in Sierra Leone”, Review of African Political Economy vol.25 No.78, (1998), pp.585-597
- ・ACAPS “Sierra Leone:”Country Profile“ (2014)
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/acaps-country-profile-sierra-leone.pdf> (accessed 2020-08-27)
- ・African Elections Database “Sierra Leone Detailed Election Results”
http://africanelections.tripod.com/sl.html#2007_Presidential_Election (accessed 2020-12-02)
- ・Birch Sarah “Electoral Malpractice” Oxford: Oxford University Press,(2011)
- ・Christensen, Maya M. And Mats Utas.“Mercenaries of Democracy : The ‘Politricks’ of Remobilized Combatants in the 2007 General Elections, Sierra Leone” African Affaires, 107(429) (2008),pp515-539
- ・Commonwealth Secretariat “Sierra Leone Presidential and Parliamentary Elections and Run-off Presidential Election”(2007)
- ・“Declaration of Principles for International Election Observation ” (2007)<https://www.cartercenter.org/documents/2231.pdf> (accessed 2020-11-30)
- ・Department for International Development“Evaluation of DFID Country Programmes: Sierra Leone”Evaluation Report EV690 (2008)
- ・Dorina A. Bekoe, Stephanie M. Burchard “The Contradictions of Pre-election Violence: The Effects of Violence on Voter Turnout in Sub-Saharan Africa” African Studies Review 60(02)(2017),pp.73-92
- ・ECORYS “Evaluation of Budget Support to Sierra Leone, 2002-2015” Final Report

Vol.2(2016)

- Ekaterina Stepanova “Terrorism as a Tactic of Spoilers in Peace Processes,” in Edward Newman and Oliver Richards (eds.) *Challenges to Peacebuilding: Managing Spoilers During Conflict Resolution*, Tokyo: United Nations University Press (2006), pp.78-104
- Elklit, Jorgen and Andrew Reynolds. ‘A Framework for the Systematic Study of Election Quality.’ *Democratization* 12, no. 2 (2005), pp.147-162
- European Union Election Observation Mission “Sierra Leone Presidential and Parliamentary Elections 14 May 2002” Final Report on the Presidential and Parliamentary Elections (2002)
- Höglund, Kristine “Electoral Violence in Conflict-Ridden Societies : Concepts, Causes, and Consequences” *Terrorism and Political Violence*, 21 (3)(2009), pp.412-427
- Ibrahim Abdullah “The Origin and Character of the Revolutionary United Front/ Sierra Leone”, *The Journal of Modern African Studies*, Vol.36 No,2(1998) pp.203-235
- International Crisis Group “Liberia and Sierra Leone ; Rebuilding Failed States”, *Crisis Group Africa Report N.87(2004)*, pp.1-34
- International Foundation for Election Systems “Discussion Paper : Preparing for Elections in Sierra Leone” Summary Findings of an IFES Assessment Mission to Sierra Leone (1999)
- Jeff Fischer “Electoral Conflict and Violence —A Strategy for Study and Prevention ” *IFES White Papers* (2002) pp.1-36
- Jimmy Kandeh “ Politicization of Ethnic Identities in Sierra Leone ” *African Studies Review*, Vol.35, No.1(1992), pp.81-99
- Jimmy Kandeh “Transition without Rupture : Sierra Leone’s Transfer of 1996”, *African Studies Review* Vol.41, No.2(1998), pp.91-111
- Jimmy Kandeh “Sierra Leone’s post-conflict elections of 2002” *The Journal of Modern African Studies*, Vol41, No.2(2003), pp189-216,
- Kelly M. Greenhill and Solomon Major “The Perils of Profiling: Civil War Spoilers and the Collapse of Intrastate Peace Accords,” *International Security*, Vol. 31, No. 3 (2006), pp.7-40
- Kieran Mitton “Elite Bargains and Political Deals Project : Sierra Leone Case Study” *Stabilisation Unit*, (2018)
- Nathaniel King “Conflict as Integration Your Aspiration to Personhood in the Technology of Sierra Leone’s ‘Senseless War’ ” *Current African Issues* No.36 (2007)
- Peter Albrecht “Monitoring and evaluation arrangements for the Sierra Leone Security Sector Reform Programme: a case study” *Safeworld*, (2008)

- Pippa Norris “Does the world agree standards of electoral integrity? Evidence for the diffusion of global norms”, *Electoral Studies* 32, (2013) ,pp.576-588
- Pippa Norris, Richard W. Frank, Ferran Martínez i Coma “Assessing the Quality of Elections” *Journal of Democracy*, Vol.24,No.4(2013), pp. 124-135
- Scott Straus and Charlie Taylor ”Democratization and Electoral Violence in Sub-Saharan Africa, 1990-2007”APSA 2009 Tronto Meeting Paper(2009),pp.1-40
- Scott Straus“Wars Do End ! Changing Patters of Political Violence in Sub-Saharan Africa” *African Affairs*, 111/443(2012),pp.179-201
- Stephen John Stedman “Spoiler Problems in Peace Process” *International Security*, Vol.22, No.2 (1997), pp.5-53
- Straus, Scott, Taylor, Charlie“Democratization and electoral violence in sub-Saharan Africa, 1990–2008 ” In: Bekoe, Dorina(ed.)*Voting in Fear: Electoral Violence in Sub-Saharan Africa*. Washington, DC: United States Institute of Peace Press(2012),pp.15–38.
- The Carter Center“Obseving the 2002 Sierra Leone Elections”*Special Report Series*(2003)